

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第2回）

職員が仕事と育児を両立させることができ、妊娠・出産後（それに伴う男性職員）も働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できる雇用環境にする為、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

目標1

育児休業における現職又は現職相当職への復帰

<対策>

育児休業後も役職等降格せず現職への復帰（実例あり）

目標2

妻の出産に伴う夫（男性職員）の休暇の取得の促進

<対策>

出産に立ち会えるよう男性職員の休暇の取得の促進（実例あり）

目標3

男性職員の育児休業取得を促進する為の措置

目標4

妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保の措置

<対策>

母体への負担が軽減できるよう配置転換等考慮（実例あり）

目標5

育児をする労働者が利用できる事業所内保育所の設置・運営検討

<対策>

平成27年4月より事業所内保育所開設に向け調査・検討開始